特定非営利活動法人　情報公開市民センター
理事長　新海　聡　様

平素より、お世話になっております。

さて、平成２４年５月１０日付け開示実施請求について、下記文書を送付いたします。

ご査収ください。

・（１）情報保全の在り方に関する有識者会議（第１回）（平成２１年７月２２日）資料
・（２）情報保全の在り方に関する有識者会議（第１回）（平成２１年８月２４日）資料

平成２４年５月３０日
内閣情報調査室　情報公開担当
TEL 5253－2111

情報保全の在り方に関する有識者会議（第1回）

平成21年7月22日（水）
午前10時30分から午後0時
官邸3階南会議室

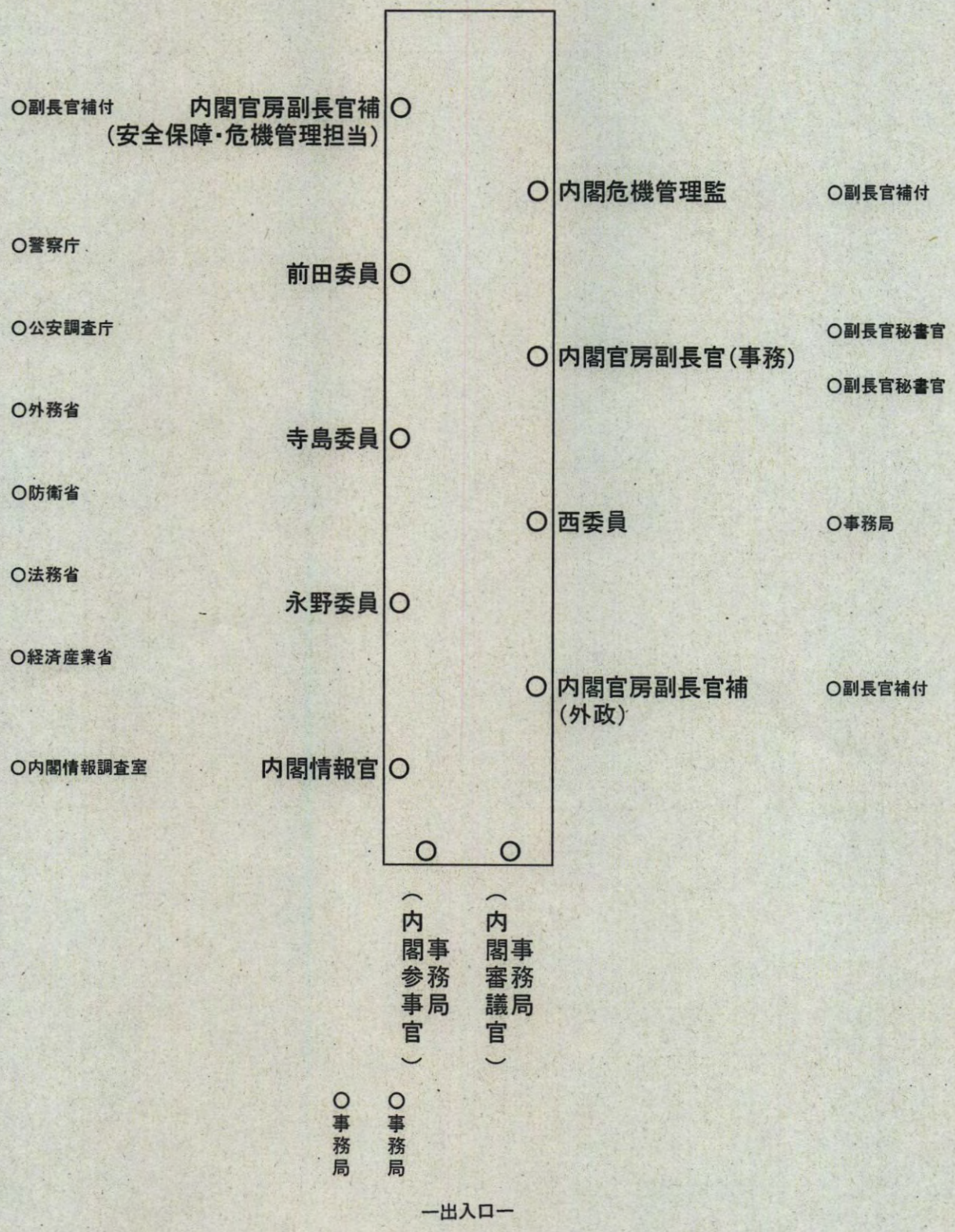

「秘密保全法制の在り方に関する考え方（案）」の概要等について

我が国において秘密保全法制を整備すべき必要性

『考え方（案）』P1、40～43

外国情報機関等による情報収集活動に対する実効力ある秘密保全制度の確立の必要性

外国情報機関等による情報収集活動により、情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いており、このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要。

政府部内における情報共有の促進のための秘密保全に関する法的基盤整備の必要性

政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要。

安全保障・危機管理に係る国際協調の推進、外国からの円滑な情報提供の促進のための秘密保全に関する法的基盤整備の必要性

国の安全を守るためには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要。

秘密の範囲

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

秘密の作成・取得の主体に関する範囲

[redacted]

秘密の管理(その①)

[redacted]

秘密の指定

[redacted]

秘密の伝達

[redacted]

対外非公表　取扱注意

秘密の管理(その②)

[redacted]

人的管理

[redacted]

物的管理

[redacted]

罰則及び司法手続

[redacted]

罰則

[redacted]

司法手続

[redacted]

対外非公表　取扱注意

法形式・基本的人権の尊重・その他

[redacted]

法形式

[redacted]

基本的人権の尊重

[redacted]

その他

[redacted]

想定される主な論点 ①

対外非公表 取扱注意

[redacted]

想定される主な論点 ②

[redacted]

想定される主な論点 ③

[redacted]

対外非公表　取扱注意

会議のスケジュール（案）

第1回会議　7月22日

○　会議の進め方
○　「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）」の概要の説明
○　想定される主な論点の検討

第2回会議　9月前半

○　総論、秘密の範囲、秘密の管理①

第3回会議　9月後半

○　秘密の管理②

第4回会議　10月前半

○　罰則等

第5回会議　10月後半

○　法形式、基本的人権の尊重、その他

第6回会議　11月前半

○　まとめ

参 考 資 料

[redacted]

対外非公表 取扱注意

[redacted]

現行の秘密保全に関する法制における罰則との対比　その①

対外非公表　取扱注意

[redacted]

現行の秘密保全に関する法制における罰則との対比　その②

対外非公表　取扱注意

[redacted]

[redacted]

米国・英国の主な罰則

	米国	英国
漏えい行為	・米国の不利益又は外国の利益を意図・認識した国防情報の外国政府への伝達 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】 ・国防情報の所有者による無権限者への伝達 ・外国の利益を図る目的による米国政府暗号の無権限者への伝達 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科】 ・公務員が所持する指定防衛・外交文書の無権限持出し 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科】	・国の治安・権益を脅かす目的による敵に有用な防衛関連区域の見取図の伝達 【3年以上14年以下の自由刑】 ・防諜・諜報機関の構成員が保有する防諜・諜報情報の無権限開示 ・公務員が保有するこれらの情報の有害な無権限開示 ・公務員が保有する防衛、国際関係、犯罪、通信傍受等に関する情報の有害な無権限開示 【2年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科】
過失漏えい	・合法的所有者による保管場所からの不法な移動、他人への引渡し（重過失の場合に限る） 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科】	・公務員が保有する防諜、諜報、防衛、国際関係、犯罪、通信傍受等に関する情報の無権限開示を防止するための注意義務違反 ・公務員から秘匿を条件に取得した者が保有するこれらの情報の無権限開示を防止するための注意義務違反 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はその併科】
探知収集行為	・戦時における敵に有用な国防情報の敵への伝達を意図した収集・記録 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】 ・米国の不利益又は外国の利益を意図・認識した国防情報の入手を目的とした複写等 ・米国の不利益又は外国の利益を意図・認識した国防情報の入手を目的とした国防関連区域への接近による情報の入手 ・不法に入手された国防情報の知情入手 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科】	・国の治安・権益を脅かす目的による敵に有用な防衛関連区域の見取図の作成・取得 【3年以上14年以下の自由刑】

（参考資料）

関係法令

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤　（略）

第百九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一　（略）

十二　第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八　（略）

第百十一条　第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

6　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第四　（第九十六条の二関係）

一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七　防衛の用に供する暗号

八　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）（抄）

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めているこ

と。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行つていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（防衛秘密の周知）

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する

職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（抄）

（定義）

第一条　この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

2　この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ　構造又は性能

ロ　製作、保管又は修理に関する技術

ハ　使用の方法

ニ　品目及び数量

二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二　わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2　前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第四条　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2　前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

第五条　第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2　第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第六条　第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）（抄）

（秘密区分）

第一条　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2　前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3　第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4　第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

（秘密区分の指定、変更及び解除）

第二条　国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。

2　前項の国の行政機関の長は、同項の規定により指定した秘密区分を変更することができる。

3　第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4　第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密について、前三項の規定により秘密区分を指定し、変更し、又は解除したときは、必要に応じ、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。

（標記）

第三条　各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件につき、これらが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の標記をしなければならない。

2　各省庁の長は、前条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、速やかに、前項の標記を変更し、又は抹消しなければならない。

3　第一項の標記の様式は、別記様式のとおりとする。

（通知）

第四条　各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件であつて、前条の規定による標記ができないもの若しくは標記をすることが適当でないものについては、関係者に対し、文書又は口頭により、これが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の通知をしなければならない。

2　各省庁の長は、第二条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、必要に応じ、速やかに、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

（掲示）

第五条　各省庁の長は、その管理する施設内にある特別防衛秘密に属する物件について、必要があるときは、その物件に近接してはならない旨の掲示を行うものとする。

（委託中における特別防衛秘密保護上の措置）

第六条　各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

（特別防衛秘密保護上の措置の実施細目）

第七条　第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図面若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

2　前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（抄）

（定義）

第一条　この法律において「協定」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定をいう。

2　この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3　この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2　合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第七条　前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2　前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3　前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八条　第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

別表

一　防衛に関する事項

イ　防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ　部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ　部隊の任務、配備又は行動

ニ　部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ　部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二　編制又は装備に関する事項

イ　編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ　編制又は装備の現況

ハ　艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三　運輸又は通信に関する事項

イ　軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

ロ　軍用通信の内容

ハ　軍用暗号

○不正競争防止法（平成５年法律第47号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～六　（略）

七　営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八～十五　（略）

２～５　（略）

６　この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

７～10　（略）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

二　前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ　保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。

ロ　保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

三　営業秘密を保有者から示された者であって、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ　保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。

ロ　保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

四　営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その

営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

五　営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第三号に掲げる者を除く。）

六　不正の競争の目的で、第一号又は第三号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

２・３　（略）

４　第一項第一号又は第三号から第六号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

５～７　（略）

第二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

２　前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第一号、第二号及び第六号並びに第二項第五号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

３　第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

○不正競争防止法の一部を改正する法律（平成21年法律第30号）による改正後の不正競争防止法（抄）

公布：平成21年４月30日

施行：公布日から１年６月以内

（定義）

第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～六　（略）

七　営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八～十五　（略）

２～５　（略）

６　この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法

その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～10　（略）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二　詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者

三　営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ　営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ　営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ　営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

四　営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五　営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六　営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2・3　（略）

4　第一項第二号又は第四号から第七号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5～7　（略）

第二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

2　前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第一号、第二号及び第七号並びに第二項第五号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3　第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。